

兵庫県強度行動障害児者支援事業（集中的支援加算）実施要綱

（目的）

第1条 強度行動障害を有する児者が、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、事業所等に対し集中的支援を実施することで、状態の悪化した強度行動障害を有する児者の状態の軽減を図るとともに、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 強度行動障害を有する児者 障害児にあっては、強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあっては、行動関連項目10点以上である者をいう。
- (2) 広域的支援人材 兵庫県（以下「県」という。）が国指定の基準（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について（令和6年3月19日 こ支障第75号、障障発0319第1号）」（以下「国通知」という。）記載3（1）①）に従い「広域的支援人材登録名簿」（以下「登録名簿」という。）（別紙様式1）に登録した者
- (3) 事業所等 県、神戸市、尼崎市、明石市又は西宮市が指定する指定障害福祉サービス事業所であり、対象サービスは療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設とする。
- (4) 支給決定自治体 本事業の対象児者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の5又は同法第24条の2、3に基づく支給の決定を行っている自治体とする。

（実施主体）

第3条 本事業の利用調整の主体は県が神戸市、尼崎市、明石市及び西宮市と連携して行うものとし、利用調整の実務については兵庫県発達障害者地域支援マネージャーが行う。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、事業所等において対象サービスを利用する強度行動障害を有する児者（姫路市及び県外自治体が支給決定した児者を含む）であり、かつ、状態が悪化したことにより事業所等において現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなったと支給決定自治体が認めた児者とする。

(申請事業所等の義務等)

第5条 申請を行う事業所等は、当該事業の目的に鑑み、以下に示す内容を達成するよう努めることとする。

- (1) 広域的支援人材の支援に対応するため、複数人で編成するチーム体制を構築すること。
 - (2) 前号のチームに強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者または中核的人材養成研修修了者を中心者として配置すること。
 - (3) 支援を受けるチームに係わらない職員や事業所管理者、法人責任者が、コンサルテーション（助言援助等）を受けることにつき理解し、協力すること。
- 2 前項に加え本事業につき以下の点を理解していること。
- (1) 本事業は、広域的支援人材のコンサルテーション（助言援助等）により支援者の支援力向上を目指すものであり、必ずしも本人の行動障害の発現が抑制できるものではないこと。
 - (2) 広域的支援人材は支援者への支援を主としており、対象者への主たる支援やサービス担当者会議等への報告等、事業所の職員が行うべき業務については、広域的支援人材が必要と認める場合を除いて参画しないこと。

(申請方法等)

第6条 当該事業の申請の流れは以下のとおりとする。

- (1) 事業所等は、別紙様式2を用いて、支給決定自治体に申請を行う。
- (2) 申請を受けた支給決定自治体は、集中的支援の必要性が認められると判断した場合、前号の依頼に基づき、兵庫県発達障害者地域支援マネージャーに対して集中的支援の実施を依頼する。
- (3) 兵庫県発達障害者地域支援マネージャーは前号の依頼に基づき、対象者および広域的支援人材の状況等を考慮し、別紙様式3により広域的支援人材へ派遣の要請を行う。その際、支給決定自治体や申請を行った事業所等に対して、電話又は訪問等により対象者の状況等の確認を行うことがある。
- (4) 兵庫県発達障害者地域支援マネージャーは、実施の依頼を行った支給決定自治体に対して、別紙様式3の複写を送付することで広域的支援人材の派遣について連絡を行う。

(派遣の期間と回数)

第7条 本事業による派遣期間は最初の集中的支援の日の属する月から起算して3月以内の期間に限り、1月に4回を限度とする。

- 2 前項の期間が終了した後、何らかの事情により、再び集中的支援の必要がある場合には、前回の実施報告書を基に支給決定自治体及び兵庫県発達障害者地域支援マネージャー（以下「支給決定自治体等」という。）が事業所等と十分に集中的支援の必要性について検討を行い、必要と判断したときは、再度、集中的支援の実施に必要な手続きを踏まえて実施することができる。この場

合、改めて集中的支援実施計画を作成の上で取り組む必要がある。

3 第1項の「最初の集中的支援の日」には、広域的支援人材が集中的支援実施計画を作成する際に対象者と生活環境のアセスメントを実施する場合も含めることができる。

(費用負担)

第8条 広域的支援人材の派遣に係る費用の負担については以下のとおりとする。

- (1) 事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の派遣に係る費用の負担を行うこと
- (2) 前号に定める負担額は、事業所等及び広域的支援人材双方協議の上定めることとし、県及び支給決定自治体等は関与しない。

(報告等)

第9条 広域的支援人材は、事業所等との協議を踏まえ集中的支援実施計画書（別紙様式4）を作成し、支給決定自治体等あて提出する。

2 集中的支援を実施する中で実施計画を変更する必要が発生した場合は、関係者との協議の上、集中的支援実施計画書を変更することができる。
3 広域的支援人材は、前2項の規定による集中的支援実施計画に基づきコンサルテーション（助言援助等）を行い、集中的支援の終了後、集中的支援実施報告書（別紙様式5）を作成し、支給決定自治体等へ提出する。なお、支給決定自治体等は集中的支援の終了を待たず、集中的支援の進捗等について広域的支援人材に報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 広域的支援人材は、事業の実施にあたり、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本業務から離れても適用する。

(個人情報の共有)

第11条 本事業を実施するにあたり、強度行動障害を有する児者の個人情報等（アセスメントシートや事業所内動画等）を共有する必要がある場合は、事業者等が強度行動障害を有する児者及び保護者等の承諾を得ることとする。

(その他)

第12条 本加算の算定要件等については、公布・発出される関係の告示や通知等を参照すること。

附　　則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。